

# 「荒尾駅周辺地区整備構想及び都市再生整備計画策定業務委託」に係る 公募型プロポーザル方式実施要領

## 1. 目的

荒尾市では、人口減少が避けられない見通しである中、商業や医療、福祉などの生活に必要な都市機能を持続的に維持するため、平成28年度に荒尾市立地適正化計画を策定し、その中で南新地地区を含めた荒尾駅周辺地区と緑ヶ丘地区の2つの地区を中心拠点として位置付け、地域公共交通のネットワーク化により各地域と連携を図りながらコンパクトなまちづくりを行っている。

そのような中、都市機能の集積及び誰もが快適に安心して暮らせる都市を目指し、都市の再生を図るため、南新地土地地区画整理事業において基盤整備を進め、令和元年8月に策定した南新地地区ウェルネス拠点基本構想を基に「道の駅あらお（仮称）」や「荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）」の整備に向け施設の検討を行い、「道の駅あらお（仮称）」については基本計画、「荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）」については基本構想の策定を行ったところである。

しかしながら、中心拠点内にある荒尾駅は、交通結節点であり非常に重要な役割を果たす都市施設であるが、昭和19年に整備され、その形状を残す駅舎となっており、駅周辺地区の東西分断やバリアフリー未対応等の課題を抱えている。

本業務は、南新地地区だけではなく、荒尾駅を含めた中心拠点エリア一体においての利便性向上を図るために、まちづくりの検討を行うものであり、駅舎及び駅前広場のバリアフリー化を含めた改修、東西自由通路の設置、東口の整備、荒尾駅から南新地地区をつなぐ道路等のネットワーク整備の検討等を含めた整備構想の策定に併せて、南新地地区における「道の駅あらお（仮称）」、「荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）」、公園緑地の整備を軸とした都市再生整備計画の策定を行う。これらについては、極めて専門性の高い分野を含めたまちづくりの総合的なプランニングを要する業務であることから、公募により複数の者から企画・技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、最も適した企画・技術能力等を有する事業者を選定する。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名称

荒尾駅周辺地区整備構想及び都市再生整備計画策定業務

### (2) 業務内容

別添仕様書のとおり

### (3) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）により締結する。

### (4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

(5) 見積限度額

17,998,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3. 提案資格

応募者は、次の資格要件を全て満たさなければならない。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合がある。

- (1) 業務等に対応する営業種目について、平成31年度・令和2年度の荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱(平成24年告示第60号)第5条第1項の入札等資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (3) 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間中でないこと。
- (4) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (7) 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (8) 国、地方公共団体又は公共的団体が発注した駅周辺整備計画業務における実績について、平成23年度から令和2年度までに完了したものがあること。

### 4. 事業者選定の流れ

(1) 一次審査及び二次審査の実施

提案書の提出事業者が4者を超えた場合は、提案書の内容に基づき一次審査（書類審査）を行い、上位4者について、二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

(2) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、荒尾市の休日を定める条例（平成3年条例第13号）に規定する市の休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは、参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある

表1 契約締結までのスケジュール

	内容	期日
1	公告	令和3年5月14日（金）
2	質問書の受付 第1回 ※参加資格に関する質問	令和3年5月14日（金）から 同月24日（月）まで ※随時回答

	(回答期限)	(令和3年5月26日(水))
3	参加表明書等の提出	令和3年5月14日(金)から 同月28日(金)まで【必着】 ※持参は午後5時まで
4	一次審査 (参加資格審査・実績審査)	令和3年5月31日(月)から 同年6月4日(金)まで
5	提案書提出要請通知書の通知	令和3年6月4日(金)までに発送
6	質問書の受付 第2回 ※業務内容に関する質問  (回答期限)	令和3年5月14日(金)から 同年6月14日(月)まで ※随時回答  (令和3年6月18日(金))
7	提案書の提出意思確認書の提出 期限	令和3年6月21日(月)【必着】 ※持参は午後5時まで
8	提案書等の提出	令和3年6月25日(金)【必着】 ※持参は午後5時まで
9	二次審査 (内容プレゼンテーション審査)	令和3年6月下旬
10	最優秀提案事業者の決定	令和3年7月上旬
11	契約締結	令和3年7月上旬

## 5. 参加表明手続

参加表明する者は、参加表明書（荒尾市プロポーザル方式事業者選定実施要綱（平成24年告示第128号。以下「要綱」という。）様式第1号）を1部提出するとともに、下記の添付書類を提出し審査を受けるものとする。なお、参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(1) 添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

- ア 会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可）
- イ 直近年度の決算書
- ウ 業務実績一覧（任意様式）

平成23年度から令和2年度までの過去10年間の業務実績のうち、駅周辺整備計画業務を対象とする。また、業務実績一覧には、「発注機関名」、「業務名」、「契約金額（消費税抜き）」及び「業務の概要」を記載し、契約書の写し及び契約内容が確認できる資料（テクリス、特記仕様書等）を添付すること。なお、対象として記載する件数は、最大10件とする。

エ 配置予定技術者(管理技術者、主担当技術者)（任意様式）

※次の項目を必ず記載すること。

- ① 業務経験年数
- ② 業務に関連する保有資格(資格証の写しを添付)
- ③ 駅周辺整備計画業務における業務実績 ※最大5件を記載

オ 納税証明書（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、令和2年度の国税及び地方税（都道府県税）の未納がないことを示すもの）

- ・ 国税（法人税及び消費税）の未納のない証明（写し可）
- ・ 都道府県所管の法人事業税、法人住民税及びその他都道府県税の未納のない証明（写し可）

カ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書）

キ 誓約書及び役員名簿（別記様式第1号、別記様式第2号）

### (3) 参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部及び副本9部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の添付書類一式をつづり込み、正本のみ表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

① 受付期間：令和3年5月14日(金)から同月28日(金)までとする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、期限内に必着とする。

② 受付場所：事務局（都市計画課）

### (4) 提案書の提出要請

資格確認結果は、令和3年6月4日(金)までに提案書提出要請通知書（要綱様式第2号）により発送する予定である。

### (5) 提出意思確認書の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思について、以下のとおり持参又は郵送により提出意思確認書（要綱様式第4号）を提出すること。

ア 提出期限

令和3年6月21日(月)までとする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、期限内に必着とする。

イ 受付場所

事務局（都市計画課）

## 6. 質疑について

### (1) 質問書の受付

ア 受付期間

① 参加資格に関する質問：令和3年5月14日(金)～同月24日(月)

② 業務内容に関する質問：令和3年5月14日(金)～同年6月14日(月)

イ 提出方法

本業務について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「プロポーザル方式による事業者選定に係る質疑」とすること。また、参加資格に関する質問と業務内容に関する質問とは分けて提出するものとし、質問書（別記様式第3号、別記様式第4号）により提出すること。評価及び審査に係る質問並びに提案内容に関わる質問は一切

受け付けない。

原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。ただし、期限内に電話で質問書到着の有無を確認することは差し支えない。

## (2) 回答

### ア 回答期限

- ① 参加資格に関する質問：令和3年5月26日（水）
- ② 業務内容に関する質問：令和3年6月18日（金）

### イ 回答方法

回答期限までに市ホームページにて回答を公開する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うため、全てに回答するものではない。

## 7. 提案書等の提出

### (1) 提出書類

提出意思確認書（要綱様式第4号）を提出した者は、下記の書類を提出すること。また、提案書提出要請通知書を受けた後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、提出する副本には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

- ① 提案書（要綱様式第3号）1部
- ② 提案事項（任意様式・枚数制限なし）正本1部、副本9部
- ③ 業務工程表（任意様式）
- ④ 見積書（任意様式、消費税抜き）1部

※次の事項を記載し、封入封緘して提出すること。

ア 業務名称

イ 提出者の所在地・名称・代表者名

ウ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

### (2) 提出期限及び提出方法

- ① 提出期限：令和3年6月25日（金）
- ② 受付場所：事務局（都市計画課）
- ③ 提出方法：持参又は郵送。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、事務局まで、期限内に必着とする。

## 8. 一次審査（参加資格審査・実績審査）

参加表明書類に基づく参加資格審査を実施する。なお、提案書の提出者数が4者を超える場合には、評価委員会により、参加表明書類に基づく実績審査を実施する。

### (1) 審査予定時期

令和3年5月31日（月）～ 同年6月4日（金）

### (2) 評価方法

別添の評価基準に基づき企業及び配置予定技術者の実績について評価する。なお、提案書の提出者数が4者以下の場合には、二次審査において実績審査を実施する。

## 9. 二次審査（内容審査）

提案書等の内容審査及び提案者によるプレゼンテーション内容の審査を二次審査とし、評価委員会にて評価点を付し、その順位を決定する。

また、提案書等の提出において次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

○提案書等に虚偽の記載があったとき。

○提案書等の内容が明らかに本件仕様を満たしていないとき。

なお、提案書の内容等を明瞭化するためのプレゼンテーションは以下のとおり実施する。

### (1) 日時

令和3年6月下旬。正式な日時と場所は、提案書提出要請通知の際に併せて通知する。

### (2) 参加人数

プレゼンテーションの参加人数は、最大3名とし、管理技術者は必ず参加するものとする。

### (3) 時間配分

説明20分、質疑10分のおおむね30分とする。ただし、二次審査参加事業者数に応じて調整する場合があるため、二次審査参加依頼の際に正式な時間配分を通知する。

### (4) 機材

本市にてプロジェクター及びスクリーンを事務局で準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

### (5) 評価方法

別添の評価基準に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価する。

※新型コロナウイルスの感染状況に応じて上記のプレゼンテーションは、非対面方式で行う場合がある。その場合の詳細については、提案書提出要請通知書に併せて通知を行うものとする。

## 10. 最優秀提案事業者の選定等

評価委員会において決定した順位の結果及び提案価格の評価を、プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。

審査会における評価に当たっては、次の算定方法によって提案価格及び技術評価（一次審査と二次審査の合計点：100点満点）を基に審査を行い、最優秀提案事

業者の候補者を特定する。提案者の評価点数（小数点以下第1位まで算出、小数点以下第2位以降切捨て）が同点となった場合は、「技術評価」の評価が高い提案者を上位とし、「技術評価」の点数についても同点である場合は、審査会の協議により決定する。

$\text{評価点数} = \frac{\text{技術評価に係る評価点数} \times 80}{100} + \frac{\text{最も低い見積価格} \times 20}{\text{提案者の見積価格}}$ <p style="text-align: center; font-size: small;">※小数点以下第1位まで算出（小数点以下第2位以降は切捨て）</p>
---

上記審査会における最優秀提案事業者の候補者の決定を踏まえて、市長が最優秀提案事業者を決定する。

最優秀提案事業者にあつては採用決定通知書（要綱様式第7号）により、その他の者にあつては不採用決定通知書（要綱様式第8号）により通知する。

### 1 1. 最優秀提案事業者の決定後の手続

- (1) 決定した最優秀提案事業者との間において契約交渉を行う。
- (2) 契約交渉に際して、契約内容等詳細について協議を行う。
- (3) 契約締結における契約内容は、提案書等（プレゼンテーションにおける説明内容等を含む。）に基づくものとする。
- (4) 最優秀提案事業者との契約交渉の結果、契約締結に至らなかったときは、次点の者を最優秀提案事業者とし、この者との間において契約交渉を行う。この場合においては、上記(2)及び(3)を準用し、契約交渉を行う。

### 1 2. 結果の公表

荒尾市ホームページにおいて、次の事項を公表する。なお、電話等による問合せには、一切応じない。

- (1) 最優秀提案事業者の決定後
  - ア 業務の概要
    - ① 件名
    - ② 業務内容
  - イ 最優秀提案事業者の所在地、商号（名称）及び代表者氏名
- (2) 契約締結後
  - ア 契約金額
  - イ 評価委員会及び審査会における審査の概要
  - ウ その他必要な事項

### 1 3. その他

- (1) 提案書の作成及び提出並びに説明（提案者が行うプレゼンテーションを含む。）に要する費用その他本件公募型プロポーザル方式による事業者選定に参加するための費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本件に関する書類等の提出が郵送である場合、提出先における受理確認の有無は、提出事業者から電話で行うものとする。確認がなく期限内に事務局が受理し

ていない場合は、提出された書類等が無効になる場合がある。

- (3) 本件に関して提出された書類等の提出後の修正又は変更は認めない。また、提出された書類等は返却しない。
- (4) 本件に関して提出された提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、荒尾市において必要と判断した場合は、提案書の複製及び内容が無償で使用できるものとする。
- (5) 本件に関して提出された提案書等は、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づく開示請求の対象となる。
- (6) 最優秀提案事業者の決定後において、仕様書等の内容について疑義が生じた場合は、協議により変更ができるものとする。
- (7) 企画提案は、1提案者につき1案とする。

**【事務局（問合せ先及び書類提出先）】**

部署名 荒尾市 産業建設部 都市計画課

住所 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地

電話番号 0968-63-1487 ファックス 0968-62-3112

電子メール [toshi@city.arao.lg.jp](mailto:toshi@city.arao.lg.jp)